

【表紙】

【提出書類】 大量保有報告書
【根拠条文】 法第27条の23第1項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 弁護士 難波修一
【住所又は本店所在地】 東京都千代田区麹町4-1 麹町ダイヤモンドビル
桃尾・松尾・難波法律事務所
【報告義務発生日】 2025年12月3日
【提出日】 2025年12月10日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1
【提出形態】 その他
【変更報告書提出事由】

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社豊田自動織機
証券コード	6201
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	エリオット・インベストメント・マネージメント・エルピー (Elliott Investment Management L.P.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、デラウェア州19801、ニューカッスル郡、ウィルミントン、 オレンジストリート1209、コーポレーション・トラスト・センター
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	2019年9月16日
代表者氏名	エリオット・グリーンバーグ (Elliot Greenberg)
代表者役職	ヴァイス・プレジデント
事業内容	投資運用

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区麹町4-1 麹町ダイヤモンドビル 桃尾・松尾・難波法律事務所 弁護士 安部雅俊
電話番号	03-3288-2080(代表)

(2)【保有目的】

投資。なお、状況等に応じ、発行会社及び／又はその関係会社との間で議論を行い、又はこれらに対して重要提案行為等を行うこと。

(3)【重要提案行為等】

該当なし。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			16,322,100
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 16,322,100
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		16,322,100
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2025年11月11日現在)	V	325,840,640
上記提出者の株券等保有割合(%) (T / (U+V) × 100)		5.01
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2025年10月7日	普通株式	4,200	0.00	市場内	取得	
2025年10月8日	普通株式	112,900	0.03	市場内	取得	
2025年10月9日	普通株式	7,900	0.00	市場内	取得	
2025年10月10日	普通株式	71,900	0.02	市場内	取得	
2025年10月14日	普通株式	105,000	0.03	市場内	取得	

2025年10月15日	普通株式	508,800	0.16	市場内	取得	
2025年12月2日	普通株式	100,000	0.03	市場内	取得	
2025年12月3日	普通株式	130,000	0.04	市場内	取得	

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

プライムブローカレッジ契約により、バークレイズ・バンク・ピーエルシー、BNPパリバ・ニューヨーク支店、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシー、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インク及びユーピーエス・エイ・ジー（銀行）に対して、提出者の保有株券等を利用する権利（借入れ、貸付け、質権設定、担保権設定、再担保権設定、処分を含む。）並びに債務不履行、清算及びみなし清算が発生した場合における当該保有株券等を処分する権利を含む担保権が設定されている。報告義務発生日現在の対象株数は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーに関し2,590,300株、BNPパリバ・ニューヨーク支店に関し1,777,900株、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシーに関し845,782株、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーに関し434,300株、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクに関し434,300株、ユーピーエス・エイ・ジー（銀行）に関し434,300株である。

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額 (W) (千円)	
借入金額計 (X) (千円)	
その他金額計 (Y) (千円)	268,179,335,457
上記 (Y) の内訳	顧客資金
取得資金合計 (千円) (W+X+Y)	268,179,335,457

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地